

2022年4月27日

お客さま各位

福泉株式会社

燃料調整額の上限価格撤廃に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が提供する電力供給サービス「ふくふく電気」の電源につきましては、昨年来の資源価格の高騰により弊社が想定する電源調達価格を大幅に上回る状況となっております。適切な燃料価格を電気料金に反映して安定的な電力供給を行うことを目的とし、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限値を撤廃いたします。それに伴い、電気需給約款の変更がございますことを、電気事業法等に基づきお知らせいたします。

お客さまにおかれましては、事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 変更の対象
低圧で電気をご利用のお客様
2. 変更の時期
2022年7月ご利用分の電気料金から
3. 変更の内容
燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限値を撤廃いたします。
※ 燃料費調整制度とは、石油、石炭、天然ガスなどの火力発電燃料の価格変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。燃料価格が上昇した場合は燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合は燃料費調整額を差し引き、電気料金を算定します。
4. 本改定におけるお客様のお手続きについて
当変更により、お客様に行っていただくことはございません。
また、当社より、「ふくふく電気」をご利用のお客様宛に契約締結後書面（2022年6月交付予定）をお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。
5. お問い合わせ先
福泉株式会社
電話番号：089-932-3288（受付時間：平日 9:00-17:00）

新旧対照表

改定前	改定後																												
<p>第4表 燃料費調整額</p> <p>四国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。</p>	<p>第4表 燃料費調整額</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.2104$ $\beta = 0.0541$ $\gamma = 1.0588$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平均燃料価格算定期間</th> <th style="text-align: center;">燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</td> <td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">19銭6厘</td> </tr> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	1キロワット時につき	19銭6厘
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																												
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																												
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																												
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																												
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																												
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																												
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																												
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																												
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																												
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																												
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																												
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																												
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																												
1キロワット時につき	19銭6厘																												

【参考】2022年5月の燃料費調整単価を「改定前」「改定後」で比較

供給エリア	改定前	改定後	差額
四国電力エリア	2.55円/kWh	2.78円/kWh	+0.23円/kWh